

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係		
許 認 可 等 名	買受人の許可		
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例		
根 拠 条 項	第15条第1項		
連 絡 先	(電話 621-5245)		
審 査 基 準	基 準	<p>1 対象となる申請者 徳島市食肉卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者</p> <p>2 許可申請に必要な書類 買受人許可申請書 直近3年度の業績を記載した書面 関係業者に対して著しく遅延した支払責務がない旨の証明書 添付書類</p> <p>(1) 申請者が法人の場合 ア 定款 イ 登記事項証明書 ウ 役員の戸籍抄本及び履歴書 エ 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 オ その他市長が必要と認める書類(納税証明書(国税, 地方税))</p> <p>(2) 申請者が個人の場合 ア 申請者の戸籍抄本及び履歴書 イ その他市長が必要と認める書類(納税証明書(国税, 地方税))</p> <p>3 許可基準 (1) 自己の店舗等を保有していること。 (2) 年齢満20歳以上の者で, 申請に係る獣畜の枝肉及び部分肉(以下「取扱物品」という。)の販売又は加工等の業務について2年以上の経験があること(法人にあっては, 主として市場において買受</p>	
	参 考 事 項	徳島市食肉卸売市場買受人許可要綱	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	
	標 準 処 理 期 間	総日数	14日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	

審査基準

基準

- 業務に従事する者が該当要件に該当していること)。
- (3) 市場における取扱物品を年間2,000万円以上買受出来る資力があること。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。
 - (4) 国税及び地方税を完納していること。
 - (5) 関係業者に対して著しく遅延した支払責務がないこと。